(t) 電話による顧客への対応のサービス（CPC八七九〇三＊＊、八七九〇九＊＊）	(t) 複写のサービス（CPC八七九〇四）	(t) 翻訳及び通訳のサービス（CPC八七九〇五）	(t) 郵便物の発送のサービス（CPC八七九〇六）	(t) 専門デザイン・サービス（CPC八七九〇七）	(t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（CPC八七九〇九＊＊）	(t) エネルギー製造業に付随するサービス (a) 熱供給業及び石油産業に関連するサービス	(b) (a)に規定するサービス以外のエネルギー製造業に付随するサービス	(t) いずれの分野にも含まれないその他の実務サービス
SS	SS	SS	SS	SS	SS	SS		
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法に従って事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。

2 通信サービス A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注）	C 電気通信サービス 基本電気通信サービス (a) 音声電話サービス（CPC七五二一） (b) パケット交換データ伝送サービス（CPC七五二三＊＊） (c) 回線交換データ伝送サービス（CPC七五二三＊＊） (d) テレックス・サービス（CPC七五二三＊＊） (f) ファクシミリ・サービス（CPC七五二一＊＊、七五二九＊＊） (g) 専用回線サービス（CPC七五二二＊＊、七五二三＊＊） (o) その他	その他の郵便又はクーリエ・サービス
注　郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送に係る許可又は登録の要件（印刷物小包、印刷物品その他の物品目を含む。）の送達以外の郵便物又はクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（一11）参照） 特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス 特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。 (a) その長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物	SS	SS
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社又は間接的な外国資本（注）への直接の参加の割合が三分の一未満でなければならない。 注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の総数を保有し、発行済株式の総数を保有していなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社又は間接的な外国資本（注）への直接の参加の割合が三分の一未満でなければならない。 注　日本電信電話株式会社は、その地域会社の総数を保有し、発行済株式の総数を保有していなければならない。日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。